

令和6年度 認証保育所 集団指導講習会 質問

<運営関係>

No	質問	回答
1	東京都の制度見直しとなった短時間保育について、また料金の見直しについて、区の協議のもととなっているが流れを知りたい。	保育短時間については、大田区では、都の要綱の下限である48時間以上の保育が必要な児童を受け入れるものとしておりますので、特に追加の協議等はありません。 また、利用料金の上限額については、保育サービス基盤担当にご相談ください。 根拠法令等:「東京都認証保育所事業実施要綱」3 (1) イ (イ)
2	4-2 職員の状況 ◆の一番下の内容について 定員90名以下の施設 常勤職員以外の職員を総所要保育従事職員数に入れる場合ですが、1名以上の非常勤職員の勤務時間を足し、満たせば1名とするということですが、要綱などに上記の内容は示してありますか？	「東京都認証保育所事業実施要綱」に以下のように定められています。 7 職員 (1) 保育従事職員配置基準 カ 定員90人以下の施設にあつてはウにより算出された人数に加え、1名以上の保育従事職員を確保しなければならない。 なお、当該保育従事職員に常勤職員以外の職員を充てる場合、常勤職員以外の職員の総勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること。 根拠法令等:「東京都認証保育所事業実施要綱」 7(1)カ
3	ここdeサーチの登録方法について周知があるとうれしい。	本年2月22日に、保育サービス基盤担当からご案内のメールをお送りしておりますので、ご確認ください。

<会計関係>

No	質問	回答
4	保育料①について 保育料の月額には、スポット延長料金もしくは一時利用料金(月一金契約、お子様の土曜利用の料金)は含まれますか？	延長時間・一時利用・契約外の曜日の利用も含め、月の利用時間が220時間以内であれば80,000円が上限となります。